

1. 箕面市地域公共交通活性化協議会規約の改正（案）

（１）改正理由（参考資料２）

持続可能な都市に向け箕面市では、立地適正化計画を策定（平成 28 年 2 月）し、「コンパクトなまちづくり」と「公共交通によるネットワーク」に取り組んでいる。

とりわけ、「公共交通によるネットワーク」については、北大阪急行線延伸に事業着手したことから、開業に合わせて大規模なバス路線の再編を行う必要がある。

そのため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき「地域公共交通網形成計画」を作成するため、本規約の改正を行う。

（２）改正内容（参考資料３）

◆第 2 条中「地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）」を「地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）」に、「連携計画」を「網形成計画」に改める。

◆第 4 条第 1 項中「連携計画」を「網形成計画」に改める。

◆第 21 条第 1 項中「「連携計画」を「網形成計画」に、「地域公共交通活性化・再生総合事業計画」を「地域公共交通特定事業計画」に改める。

◆第 5 条第 1 項に基づく別表について、区分第 3 号に「北大阪急行電鉄株式会社の代表」、「大阪高速鉄道株式会社の代表」を追加し、区分第 4 号の「粟生第二住宅自治会の代表」、「自転車道ネットワーク公募市民の代表」を削除し、「箕面市身体障害者福祉会の代表」を追加し、「分科会の副分科会長」を「オレンジゆずるバス検討分科会副分科会長」に改める。

また、区分第 5 号の「株式会社ジェットの代表」、「株式会社ビーバーレコードの代表（ビーバーワールド）」、「学校法人大阪青山学園の代表」、「有限会社箕面自動車教習所の代表」を削除する。

2. 分科会規程の改正（案）

（１）改正理由

箕面市地域公共交通活性化協議会規約の改正に伴い、本規程の改正を行う。

（２）改正内容（参考資料４）

◆第 3 条中、「分科会は、市民部会及び専門部会を設置して、」を「分科会は、路線バス網再編検討分科会及びオレンジゆずるバス検討分科会を設置す

る。」に改めるとともに、第2項「オレンジゆずるバス検討分科会は市民部会及び専門部会を設置する。」、第3項「路線バス網再編検討分科会は路線バス網の再編検討を行うものとし、オレンジゆずるバス検討分科会はオレンジゆずるバスの検討を行うものとする。」、第4項「分科会は、それぞれ別表に掲げる者をもって組織する。」を加える。

- ◆第4条中、「分科会」を「各分科会」に改める。
- ◆第5条第1項中、「分科会長は、別表専門部会1の項に掲げる者」を「路線バス網再編検討分科会分科会長は、別表1の1の項に掲げる者、オレンジゆずるバス検討分科会分科会長は、別表2の(専門部会)の1の項に掲げる者」に、第3項中、「分科会長は、副分科会長を市民部会」を「路線バス網再編検討分科会分科会長は、副分科会長を別表1の中から、オレンジゆずるバス検討分科会分科会長は、副分科会長を別表2の(市民部会)」に、第4項中、「分科会長」を「オレンジゆずるバス検討分科会分科会長」に改める。
- ◆第6条第2項中、「副分科会長は」を「オレンジゆずるバス検討分科会副分科会長は」に改める。
- ◆第6条第3項中、「副分科会長は」を「オレンジゆずるバス検討分科会副分科会長は」に改める。
- ◆第7条中、「分科会の会議は、」を「オレンジゆずるバス検討分科会の会議は、」に改める。
- ◆第3条に基づく別表を、「別表1 路線バス網再編検討分科会構成員」、「別表2 オレンジゆずるバス検討分科会構成員」に改める。